

主な経過措置の概要

1. 既存の登録販売者に対する措置

改正省令が施行される前の試験合格者は、施行日（平成27年8月21日）から5年間（平成32年8月20日まで）、実務・業務経験にかかわらず、店舗等管理者になれます。

2. 平成27年度の登録販売者試験の合格者に対する措置

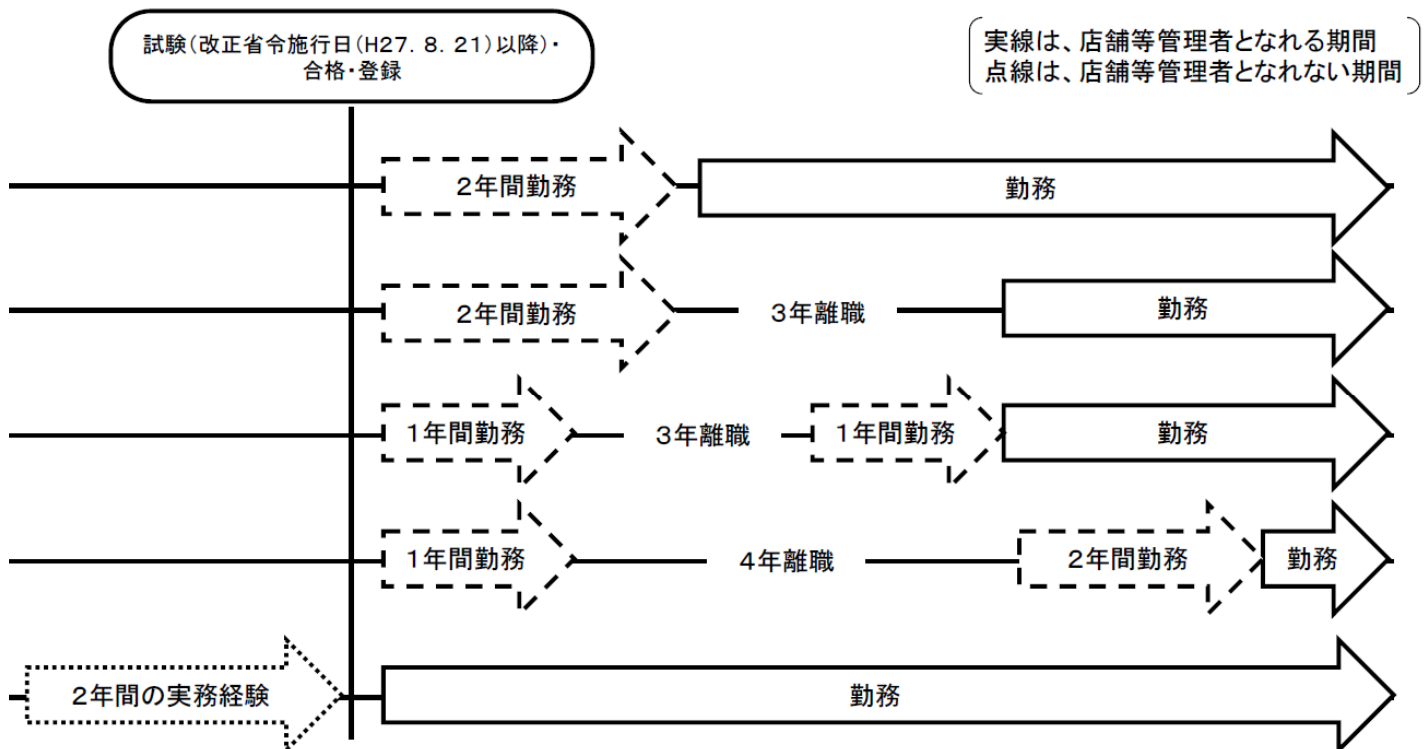
施行日から平成28年3月末までの間に行われた試験に合格し、平成27年9月1日現在で1年以上の実務経験がある者は、平成28年8月末までの間、1年の実務経験で店舗等管理者になれます。

3. 旧販売業における実務経験に対する措置

(1)旧薬種商、既存薬種商又は既存一般販売業者における薬剤師や登録販売者の指導の下の実務経験及び登録販売者としての業務経験（店舗管理者としての業務を含む。）は、店舗等管理者に必要な実務・業務経験に通算できます。

(2)既存配置販売業者における実務経験は平成27年9月末までの間、店舗等管理者に必要な実務経験に通算できます。

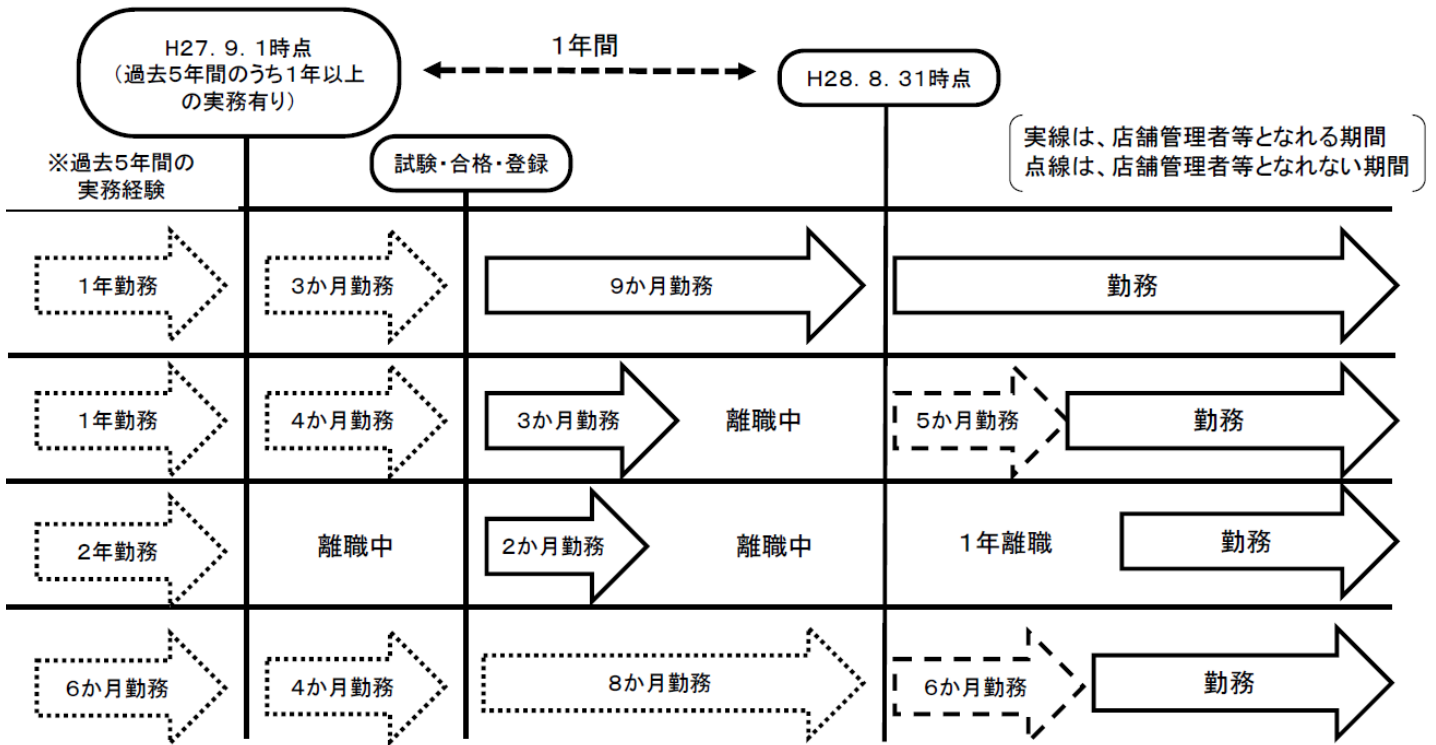
(参考1) 店舗等管理者になれる者のパターン(新制度での合格者)



【実務経験のカウント方法】

- 月80時間以上勤務した場合をカウントする。
- 月単位でカウントする。
- 過去60月で24月の実務経験が必要となる。

(参考2) 店舗管理者等になれる者のパターン(新制度での合格者、平成27年度実施試験に限定)



(参考3) 店舗管理者等になれる者のパターン(旧試験合格者)

